

公益財団法人 朝霞市文化・スポーツ振興公社 寄附金募集要項

1 公益財団法人 朝霞市文化・スポーツ振興公社の事業目的

当公社は、芸術文化の振興、地域のコミュニティの育成及びスポーツ・レクリエーションの振興並びに健康づくりに関する事業を実施するとともに、芸術文化、コミュニティ活動及びスポーツ・レクリエーション並びに健康づくり活動の拠点として朝霞市の設置する施設の管理運営に関する事業を実施し、もって市民サービスの一層の向上と住民福祉の増進に寄与することを目的としています。

2 事業内容

(1) 芸術文化の振興及び地域のコミュニティの育成に関する事業

音楽会

親子向けクラシックコンサート、自衛隊音楽隊コンサート、ジャズライブなどの音楽コンサートを実施しております。

演芸会

あさか寄席などの演芸を実施しております。

文化講座

英会話講座などを実施しております。

(2) 芸術文化活動や地域のコミュニティ活動の促進及び地域社会の興隆のための会議への施設貸与に関する事業並びにその施設の管理運営に関する事業

朝霞市民会館の施設の貸出、管理運営を行っております。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興及び健康づくりに関する事業

スポーツ教室

野球、サッカー、卓球、体操などのスポーツ教室を実施しております。

健康体操教室

ヨガ、ピラティス、骨盤体操、フィジカルトレーニング、パーソナルトレーニングなどの健康づくりに関する教室を実施しております。

競技会

オープンラージボール卓球大会を開催しております。

(4) スポーツ・レクリエーション及び健康づくりのための施設貸与に関する事業並びにその施設の管理運営に関する事業

朝霞市立総合体育館、朝霞市立武道館、朝霞市立滝の根テニスコート、朝霞中央公園（陸上競技場、野球場）、内間木公園（ソフトボール場、弓道場、テニスコート）青葉台公園（芝生広場、テニスコート）、弁財公園テニスコート、北朝霞公園野球場、上野荒川運動公園（野球場、サッカー場）の施設の貸出、管理運営を行っております。

(5) 朝霞市が実施する各種文化事業、スポーツ振興事業及び地域コミュニティ育成事業等の受託並びに協力に関する事業

(6) その他公社の目的を達成するために必要な事業

葬儀個別基本相談、葬祭セミナー、朝霞市斎場の施設の貸出、管理運営を行っております。

3 寄附金の使途

当社が実施する事業内容のうち、上記(1)から(4)までの公益目的事業の用途に使用させていただきます。

寄附者様が使途を指定することも可能です。

例：親子向けクラシックコンサートのために使ってほしい、
スポーツの振興に使ってほしい、など

4 寄附金の募集期間

随時

5 寄附金の単位

個人、法人、いずれの場合も金額を問いません。

6 申込方法等

「寄附申出書」をご記入のうえ、下記宛てにお申し込みください。

① 申込受付

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台 1-9-1 朝霞中央公園陸上競技場内
公益財団法人 朝霞市文化・スポーツ振興公社 総務課

電話：048-424-5122 FAX：048-465-5567 メール：soumu@absk.or.jp

② 払込方法

現金又は当社が指定する銀行口座への払込をお願いいたします。口座番号等は、ご寄附のお申し込みを受けた後に、郵送にてお知らせいたします。なお、振込手数料のご負担をお願いいたします。

7 寄附金に対する税法上の優遇

当社は、「公益財団法人」の認定を受けており、当社に対する寄附金には、税制上の優遇措置が適用されます。

詳細は、所轄の税務署又は税理士にお問合せください。

【個人寄附の場合】

「所得控除」が受けられます。

(寄附金額 - 2,000 円) の金額が所得金額から控除されます。ただし、控除額は、所得金額の 40% が限度となります。

【法人寄附の場合】

通常の一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。